第５０号議案

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２５年八王子市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（従業者の員数） 第５条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設**、介護医療院**、社会福祉施設又は特定施設をい	（従業者の員数） 第５条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同

う。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 ⑴～⑶　（略） ２～７　（略）	じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 ⑴～⑶　（略） ２～７　（略）
（利用定員等） 第９条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設**（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）**においては施設ごとに１日当たり３人以下と**し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする。** ２　（略）	（利用定員等） 第９条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下と**する。** ２　（略）
（従業者の員数等） 第４４条　（略） ２～５　（略） ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置	（従業者の員数等） 第４４条　（略） ２～５　（略） ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置

くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設**、**指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）**又は介護医療院**	介護職員
（略）	（略）	（略）

７～１３　（略）

（管理者）

第４５条　（略）

２　（略）

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設**、介護医療院**、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項に規定する者をいう。次条、第７２条第２項及び第７３条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第４５条第３項に規定する

くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設**又は**指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
（略）	（略）	（略）

７～１３　（略）

（管理者）

第４５条　（略）

２　（略）

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項に規定する者をいう。次条、第７２条第２項及び第７３条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第４５条第３項に規定する厚生労働大臣が定め

厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	る研修を修了しているものでなければならない。
（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設**、介護医療院**、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第４６条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第４６条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（協力医療機関等） 第６０条　（略） ２　（略） ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設**、介護医療院**、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	（協力医療機関等） 第６０条　（略） ２　（略） ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
（管理者） 第７２条　（略） ２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設**、介護医療院**、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第７１条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	（管理者） 第７２条　（略） ２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第７１条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老	（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老

人保健施設**、介護医療院**、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第７２条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第７２条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（身体的拘束等の禁止） 第７８条　（略） ２　（略） **３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**	（身体的拘束等の禁止） 第７８条　（略） ２　（略）
（協力医療機関等） 第８３条　（略） ２　（略） ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設**、介護医療院**、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	（協力医療機関等） 第８３条　（略） ２　（略） ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。